

猪名川町制 70 周年記念キャッチフレーズ募集要項

1. 目的

令和 7 年 4 月 10 日に町制施行 70 周年の節目を迎えることを契機として、本町の歩みを振り返るとともに、新時代へ向けて、「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」を創造していくため、住民、団体、事業者等が一体となった記念事業を実施します。

実施に当たっては、これまでの 70 年の歩みを振り返りつつ、本町の恵まれた自然環境と、先人たちと培ってきた伝統・文化・風土を継承し、発展させることを目的とし、記念事業を通じて、町内外に改めて本町の魅力を P R していきます。そこで、住民をはじめとする多くの皆さんが猪名川町を親しんで魅力を P R し、70 周年の節目を町全体で盛り上げていくためのキャッチフレーズを募集します。

2. 募集内容

猪名川町制 70 周年記念キャッチフレーズ

3. 採用作品の使用目的

猪名川町制 70 周年に係る告知や広報のため、様々な広報媒体で活用していきます。

4. 応募資格

猪名川町内在住・在学・在勤の方又は猪名川町に思いのある方

※「猪名川町に思いのある方」…町内在住・在学・在勤・猪名川町出身以外に、猪名川町でのエピソードや猪名川町への興味をお持ちの方。

※年齢は問いません。

5. 募集期間

令和 6 年 7 月 10 日（水）～10 月 15 日（火）

6. 応募要件

- ① 本募集要項「1 目的」を踏まえ、猪名川町への愛着、未来への想いや希望を表現していること。また、まちの将来像として掲げている「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」と相まった内容であること。
- ② 町の魅力を広く効果的にプロモーションできること。
- ③ 20 文字以内とし、誰にでも分かりやすい内容であること。
- ④ 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号の使用を可能とする。ただし、一般的なパソコンで表示することが困難な文字の使用は不可とする。

- ⑤ 模倣等のない自作かつ未発表の本人の作品であること。
- ⑥ 1人何点でも応募可能とする。
- ⑦ 作品と併せて、制作意図を 200 文字以内で記載すること。

7. 応募方法（下記のいずれかの方法で応募ください）

電子申請（※右記、二次元コードより読み取りください）

応募用紙（記入のうえ、町企画政策課窓口へご提出ください
（町ホームページよりダウンロードください））



（ 電 子 申 請 ）

8. 選考方法

町制 70 周年記念事業検討プロジェクトチームによる 1 次選考を経て、オンライン投票及び現地投票にて最終決定します。

9. 結果発表

選考結果は、令和 6 年 11 月中旬頃に採用作品の応募者に通知の上、12 月号広報いながわ及び町ホームページ等にて発表する予定です。なお、採用されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。

10. 掲載

- 採用作品は、広報いながわをはじめ、町ホームページや町公式 SNS などにおいて広く掲載します。

11. 個人情報の取り扱いについて

応募者の個人情報は適切に管理し、応募内容の確認や審査等、本応募に関すること以外の目的で使用すること、また、第三者へ提供することはありません。

12. 注意事項

- ① 以下の応募は選考対象とはなりません。また、結果発表後に判明した場合は採用を取り消す場合があります。
 - 公序良俗に反する作品
 - 政党その他の政治団体、宗教に関連する作品
 - 特定の企業の営利活動を目的とする作品
 - 特定の個人または団体の名誉を傷つけるおそれがある作品
 - 応募内容に虚偽の記載があった場合
 - 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがある場合
 - 採用作品が既発表のものと同一もしくは類似の場合

- 応募者と連絡が取れない場合
 - 反社会的勢力等からの応募であると判明した場合
 - 本募集要項に違反している場合
- ② 応募作品について、第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。猪名川町は一切の責任を負いかねます。
 - ③ 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。
 - ④ 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
 - ⑤ 未成年の方は保護者の同意を得たうえで応募してください。
 - ⑥ 応募作品は提出後に修正することはできません。また、返却もできません。
 - ⑦ 応募作品の採用にあたり、町の判断により一部修正をする場合があります。
 - ⑧ 選考結果に関し、審査の過程や根拠についてはお答えできません。
 - ⑨ 採用作品の応募者の氏名及び年齢等を公表することがあります。
 - ⑩ 採用作品の著作権、商標権、商品化権、使用权、その他の知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権等に関するすべての権利は猪名川町に帰属するものとします。また、応募者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、商標登録及び商品化に関する対価は無償とします。

1 3. 問い合わせ先

猪名川町企画総務部企画政策課

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

電話：072-766-8711

FAX：072-766-8902

Mail：kikaku@town.inagawa.lg.jp